

第六十五回国会 参議院科学技術振興対策特別委員会会議録第五号

昭和四十六年四月十七日(土曜日)

午前十時十六分開会

委員の異動

四月十七日

辞任

横山 フク君
松澤 兼人君

補欠選任

初村瀧一郎君
永岡 光治君

出席者は左のとおり。

委員長

鈴木 一弘君

理事

長田 裕二君
平島 敏夫君
久保 等君
矢追 秀彦君

委員

金丸 冨夫君
木内 四郎君
源田 実君
鍋島 直昭君
初村瀧一郎君
矢野 登君
鈴木 強君
武内 五郎君
永岡 光治君
向井 長年君

国務大臣

西田 信一君

政府委員

矢島 嗣郎君

科学技術庁長官

官房長

科学技術庁計画局長

榊林 愛朗君

科学技術庁研究調整局長

科学技術庁原子力局長

事務局

常任委員会専門員

説明員

原子力委員会委員

外務省アメリカ局安全保障課長

通商産業省公益事業局技術長

労働省労働基準局労災管理課長

参考人

日本原子力船開発事業団理事長

石川 晃夫君

梅澤 邦臣君

菊地 拓君

有澤 廣巳君

宮川 涉君

和田 文夫君

桑原 敬一君

佐々木周一君

本日の会議に付した案件

○日本原子力船開発事業団法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○原子力損害の賠償に関する法律及び原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(鈴木一弘君) ただいまから科学技術振興対策特別委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

本日、横山フク君及び松澤兼人君が委員を辞任され、その補欠として、初村瀧一郎君及び永岡光治君がそれぞれ選任されました。

○委員長(鈴木一弘君) 日本原子力船開発事業団

法の一部を改正する法律案、原子力損害の賠償に関する法律及び原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部を改正する法律案、以上両案を一括して議題といたします。

前日に引き続き質疑を行ないます。

質疑のおありの方は順次御発言を願います。

○久保等君 簡潔に数点お尋ねしたいと思っておりますが、今度の改正によって、損害賠償の措置額を五十億円から六十億円に引き上げることになるわけですが、もちろん、措置額が多ければ多いほど被害者に対する補償という意味で好ましいとは思いますが、ただ、十億円の金額の引き上げにあたって、一応、どういう根拠というか、数字的な面についての考え方で、五十億円を六十億円にしたのか、そこらあたりのいきさつをお尋ねしたいと思っております。

○政府委員(梅澤邦臣君) この五十億円を六十億円に引き上げます場合に、検討会で検討していただきました。その内容といたしましては、保険会社の引き受け能力が上がったということが一つございまして、それからもう一つは、世界的に、まあ各国の情勢を見まして、大体四十三億円から七十億円の間に海外でとられております。したがって、六十億円というのは適切なところではないかということ、きめたわけでございます。

○久保等君 現実に、保険会社との間における保険契約、これの契約締結状況は、どういうことに現状はなっておりますか。

○政府委員(梅澤邦臣君) 現行の賠償法が制定されましたから昭和四十五年度末までに科学技術庁長官が承認しました件数が三百四十八件ございまして、その金額は三百八十八億円に達しております。その中で、特に核燃料物質の運搬についての件数がどんどん増加しております。

○久保等君 契約当事者の名称、あまりこまかく

たくさんはならぬだろうと思っておりますが、件数をまとめて、契約当事者の名称を、ひとつひとつと御説明願いたいと思っております。

○政府委員(梅澤邦臣君) 民間の保険会社が十九社で保険プールをつくっております。その契約を結んでおりますのは、やはり発電会社、それから燃料加工会社が多たるものでございます。

○久保等君 四十五年度あたりを例にとりまして、年間どの程度の保険の掛け金になるものか。それから、掛け金の比率といいますが、そういうものにもいろいろ種類があるだろうと思っておりますけれども、そういった保険料の状況等、御説明願いたいと思っております。

○政府委員(梅澤邦臣君) 多い年数で申し上げますと、四十四年度が原子炉の運搬が四件ございまして、その関係から原子炉の運搬が四件ございまして、その契約金額が百五十億でございます。それから核燃料物質の使用、これが二件ございまして、二千万円の契約でございます。それから核燃料物質の運搬関係として五十七件ございまして、これが二十億でございます。合計で百七十億の契約金額になっております。

○久保等君 掛け金総額は幾らになりますか。

○政府委員(梅澤邦臣君) 大きい発電所の年間掛け金が約三千万円でございます。それからあと、こまかいのは、それぞれ規定がきまっております。小さな金額でできております。

○久保等君 保険金額に対する、何かパーセントをいじみたいもので、そういったことがきめられておるんでしょうか。

○政府委員(梅澤邦臣君) 点数制をとっております。発電所の場所の問題、それから安全性の問題、その点数できめております。

○久保等君 そうすると、ケース・バイ・ケースで、きわめて多種多様にわたっておるといふことですか。

○政府委員(梅澤邦臣君) 先生おっしゃいますように、ケース・バイ・ケースになっております。それから日本は約二割持っています、再保険制度がとられていまして、八割は外国の保険会社が受け持つという形になっております。

○久保等君 その損害賠償措置額の問題については以上で私質問を終わりますが、原子力委員会の専門部会で答申があり、その答申に基づいて今回の法改正等もなされることになったと思うんですが、原子力の損害賠償制度という問題については、これからのいろいろな経験なり、それからまた懸案問題として検討しておられる問題が幾多あるわけですが、今後特に検討を要する問題として原子力委員会のほうで考えになっております。主たる問題はどうかというところでしょうか。まあまかりこまかい問題は別として、ある程度重要な問題について若干御説明をいただきたいと思えます。

○説明員(有澤廣巳君) 原子力災害補償制度につきまして今後なお原子力委員会といたしまして検討していかねばならない問題と私どもが考えておりますのは、一つは、日本の賠償制度では災害補償の限度がなくて、いわゆる青天井になっておるといふこととございます。これは、各国では、いずれも制限、限定された責任になっておりますが、わが国だけそういうふうな状況になっております。今回の法改正に先立ちまして検討部会におきまして、その問題が十分検討されましたけれども、今回はなお国民の感情と申しましようか、心情を尊重してなお青天井に残留しておきたい、こういうような意見でございます。しかし、これはなお今後十分検討すべき問題だということになっております。

それからもう一つは、それとも関連いたしますが、今回の法改正におきましては、日本の船の炉、陸上炉との間では、国内においては特別の取り扱いになっておりますが、外国の船が日本に入る場合には違った補償金額になっております。いわゆる青天井でなくなっております。ですから、そういう点も、内外の船の取り扱いが異なるのは

どうかという、そこに問題が一つあります。これは、言ってみますれば、たとえばブラッセル条約に日本が加入するということになりますれば、そうすれば船の問題は一応国際的な一億ドルという制限額、補償額にきまるわけでございますが、そうすれば、国内の炉についての補償額は、いま青天井のものを一億ドルなら一億ドルというところ限定する、そういうことにならなければなりません。そこを、そこに一つ問題がある。これも専門部会でいろいろ検討されましたけれども、先ほど申しましたように、まず、いままで十年間青天井で来ている、それで日本の国民の心情はそれで固まってきたときに、ここに青天井を取っ払って責任額を限定するということになりまして、どういうわけでそういうことになったんだ、こういうような疑問を国民に持たれては今後の立地問題についても悪い影響を及ぼすであろうから、今回はこの法改正案のような形にしておくけれども、今後はおおこの問題についても十分検討するように言われておりますので、私どもこの問題を取り上げたいと思っております。

それから第三の問題は、従業員の災害補償についての問題でございます。それは検討部会におきましても検討されましたけれども、ちょうど責任保険会社と申しましようか、損害保険会社が、この従業員の災害補償に関する保険制度について検討をしております。その結論が近く出るということになっております。その結論が出ました上で、なお十分検討を加えまして、できれば賠償制度の中に従業員の災害補償制度、補償というふうなものも取り込んだらどうか、こういうことを考えております。それで、これにつきましても、なお今後検討しなければならぬ問題と私どもは考えております。

いま大きな問題として考えられますのは、以上の三問題でございます。○久保等君 いま、三点の問題に要約してお話がありました。特にいま言われた国内における扱い、陸上炉と船舶なんかの原子力炉の関係である

とか、そのバランスを考えれば国際的なベールで考えることに若干の無理があるというふうなお話なんです。また、長い目で見た将来の問題としては、特に外国船が日本へ入ってくる場合、また日本の「むつ」が外国に行く場合、そういった関係、国際関係の問題としての船舶炉の問題については、これは当然国際的な一つの取りきめしなければならぬ問題が一面においてあるわけですし、しかもそれが現実化してきつつあるわけですから、そこが今後のむずかしい点だと思っております。ところが、ブラッセル条約に日本が加盟するかどうかの問題は、いま言ったように、国内における損害賠償問題が金額的には青天井になっておるといふ面からすると、これに早急に加盟するということになる。まあ、ブラッセル条約が加盟問題というのは、一番その問題にしろられま

すからね、どうでしょうか。これは所管はどちらになりますか。○政府委員(梅澤邦臣君) いま先生おっしゃいましたことが重点でございます。ただ、ブラッセル条約はまだ原子力船を持っている国の批准がございませぬので、発効いたしてございませぬが、ドイツがなるべく早くしたいという意向がございませぬので、これから先、早まるのではないかと感じはとられますが、内容としてはいま先生がおっしゃったことが一番問題だと思えます。

○久保等君 ブラッセル条約は一九六二年にできたようですが、この成立をした経緯というものが、どういふものでしょうか。せつかくつったが、なかなか各国とも入れないというふうな条約、しかし条約は一応でき上がったのですが、その条約作成にあつた関係国、そこらが一括どういう考え方でこういうものをつくったのか、ちよつと条約としてはおもしろいというから、ちよつと変わった条約だと思つたのですが、本来なら、つくったんだから少なくとも二国以上加盟するということでは当然考えられるだけども、つくったけれども、どちらかといえば、たなざらしみた

いになって、ポルトガル一国だけが賛成というか、批准をしておるようですけれども、その制定せられた当時の各国の気持ちなり考え方というものは、どういふところにあつたんでしょか。○政府委員(梅澤邦臣君) このブラッセル条約の起草にあたりましては、約十六カ国がその検討に入っておりまして、一応署名いたしております。ただ、その後、たとえばアメリカにおきましては、軍艦が入っているということで非常に慎重な態度をとっております。それからドイツは、ドイツの国内法と少し違っているという点で、ずっと、ほつたらかしたといひますか、慎重にしておりました。最近「オットー・ハーン」ができましたので、それが海外に出ていく、ついでにはこういう条約があつたほうが動けるんじゃないかというところで、一番ドイツが最近としては興味を持っておるといふ状況でございます。

○久保等君 これは、アメリカなんか積極的にその相談には加わっておるのですか。○政府委員(梅澤邦臣君) 検討にあたりましては、アメリカも加わっております。○久保等君 外務省は来ていますか。——いまの原子力局長の御説明なんですけれども、もう少し、主たる提唱国といひますか、そういったところは、どこが中心になってスタートして、どのくらいの月日にかけてこういつた条約ができあつたのか、もう少し外務省のほうで事情わかつておると思うのですが、多少詳しくひとつ御説明願いたいと思つたのです。

○説明員(宮川渉君) 私、この問題の直接の担当ではございませんが、お尋ねがございましたので、それについて簡単に御説明いたしたいと思います。この条約につきましては、ブラッセルで海事法の外交会議というのがございまして、そこで国際原子力機関の専門家の人たちが一九六〇年に作成しました条約案と、それから万国海法会が五九年に作成しました条約案と、それを主として審議

したようでございます。しかし、そのときは結論が出ず終りまして、一九六二年、先ほどおっしゃいましたように、ブラッセルでこの国際会議が開かれ、そうしまして、これに代表を派遣しましたのは五十カ国でございますが、読み上げましょうか——これは、アルバニア、アルゼンチン、オーストラリア、ベルギー、ブルガリア、白ロシア、カナダ、チリ、中国、チェコスロバキア、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、タイ、ハンガリー、インド、インドネシア、イラン、アイルランド、イタリア、日本、韓国、レバノン、リベリア、マレーシア、メキシコ、モナコ、モロッコ、オランダ、ノルウェー、パナマ、ペルー、フィリピン、ポランド、ポルトガル、ルーマニア、セネガル、スペイン、スウェーデン、スイス、トルコ、ウクライナ、ソ連、アラブ連合、イギリス、アメリカ、パチカン、ユーゴスラビア、こういう国々でございます。そうしまして、この会議で、先ほどお話がありましたブラッセル条約が採択されたのでございます。

○久保等君 この中には、もちろん、原子力軍艦を対象にすることも含まれておるのですが、しかし、現実になかなか入れないという、アメリカなんかの立場からすれば、そういう問題が非常に大きな問題だと思いますが、こういったことについては、やはり条約を起草するにあたっていろいろと非常に議論の中心になった問題じゃないか、強い反対だとか、また逆に強い賛成だとかという意見もあったと思うのですが、そこらあたりの模様はどういう状況だったでしょうか。

○説明員(宮川渉君) いまのお話は、軍艦を含めるか除外するかということかと思いますが、除外論のほうは、先ほどお話が出ましたアメリカとそれ以外に、ソ連圏のソ連、チェコ、ポーランドなんか強い除外を主張したようでございます。他方、含めるといふほうは、アルゼンチン、アラブ連合、スペイン、イタリア、トルコ、ドイツ、イギリス、ベルギー、韓国、ギリシャ、マレーシア、

ア、こういったような国が主張したようでございます。

○久保等君 先ほど原子力局長のほうから今後の見通しについてお話があったのですが、ドイツあたり比較的熱心なような空気が出てきているという話なんです、それ以外、特別変わった動きは、この条約については動きとしては出ていない状況ですか。

○説明員(宮川渉君) おっしゃるとおり、その後目立った動きはないようでございます。

○久保等君 それではブラッセル条約関係のほうはけっこうです。これで終わります。

次に、今後特に陸上原子炉、これは電力関係にこれからほとんど設置をせられてまいると思えますが、原子力発電についての問題について、現状等について一応御説明をお願いしたいと思います。通産省来られてますか。

○説明員(和田文夫君) お答えいたします。原子力発電は、将来において低廉性と安全性を兼ね備えたすぐれたエネルギーであるという点、あるいはわが国の資源事情からいまして特に開発を積極的に進めるべきだということで、御承知のとおり、積極的に開発を進めております。現在わが国で運転しております原子力発電所は、日本原子力発電会社の東海発電所、それから敦賀発電所、東京電力の福島発電所、それから関西電力の美浜発電所、この四つでございます。百三十二万キロでございます。

それから現在建設中にかかっておりますのは全部で八機ございますが、東京電力の福島二号、三号、それから関西電力の島根、中部電力の浜岡、それから九州の玄海、この合計八機でございます。出力は五百二十七万九千キロ、こういう見通しになっております。

それから長期的にはいような計画もございまして、五十年末で大体九百四十万キロぐらい、それから六十年末で六千万キロぐらいの出力になるだろうという想定がなされております。

○久保等君 現在運転中のこれらの原子力発電所の運転従事員といいますが、直接この仕事に加わる、事業に従事されておられる方はどのぐらいの数になりますか。

○説明員(和田文夫君) 現在、最近できた発電所は大体一機当たり百人ぐらいでやっております。ございまして、ただ、東海につきましては、初期のものでありますので、正確な数字を私現在覚えておりませんが、二百何人か三百人近いような数字になっておると思っております。

○久保等君 現在、原子力発電所の建設についての申請をせられておるものも数件あるようですが、その状況を、なお御説明願いたいと思うんですが、これが計画どおり、しかも実際工事等が進捗しておるのかどうか、お尋ねしたいと思います。

○説明員(和田文夫君) 現在申請中のものは四件でございます。東北電力の女川発電所、それから東京電力の福島五号、それから関西電力の大飯の一号、二号、この四基でございます。出力の合計は三百六十五万キロでございます。これも、申請の時期にもよりますが、たとえば女川等は、もう設置の許可あるいは電気事業法による電気工作物の変更の許可も相済みまして、現在通産省のほうで工事計画の認可の審査をしておる段階でございます。それから福島五号と関西の大飯一号、二号は、現在許可を審査中の段階でございます。

○久保等君 科学技術庁のほうにお尋ねしたいと思うんですが、こうした原子力発電所の建設について、いろいろと今日まで、いまお話があったように、現に運転中のもの、あるいは建設中のもの、さらに今後の建設を目ざして申請中のもの、そういったようなことで、次々と原子力発電所の建設が行なわれてまいるわけなんです、安全性の確保の問題については、これは最もいろいろ配慮し、力を入れてやっておられる問題だと思っておりますが、だんだんと技術的にも安全性確保の問題についていろいろな措置がとられてきておると思うのですけれども、その安全性確保の立場から、当初建設をせられた段階から今日に至る間、さらに精密といえますか、技術的な面、あるいはまた、そうじゃなくて安全性の基準等の問題について改正等を行なった経過があると思うのですが、そういったことについて、主たる安全性確保の問題についての基準等の問題についてとられた措置について、若干、あまり詳細にわたれば、これは非常にいろいろ問題が多いんと思うのですが、まあ、しろうとも比較的わかるような、あるいはまた国民一般にも理解せられやすいような問題に限って御説明願えませんか。

○政府委員(梅澤邦臣君) 安全審査の高度化でございますが、これにつきましては改定したことはございません。と申しますのは、やはり技術的な問題でございますので、たとえば日本の専門家とアメリカの専門家と会って合議をするとか、あるいは研究課題で研究が出たもの、というもので実質的に内容が相当変わってきております。

それから、先生おっしゃいました安全審査に伴っての基準と申しますか、これはだんだん整備しております。たとえば原子炉立地審査指針、それから軽水炉安全設計審査指針等、具体的な指針が整備されております。しかし、これもだんだん原子炉そのものが変わってきておるもので、非常にシビアな指針をつくってございまして、いまのところ、それをもとにいたしまして進んでいるというのが現状でございます。

○久保等君 それから、昨日もこの委員会ではいろいろ質疑があった問題ですが、原子炉の施設に従事される従業員の災害補償の問題、きのうもいろいろな観点から質疑があったようですから、あまり重ねての関係は省略をいたしますが、今日まで、原子力関係の施設で、事故、災害事故、こういったようなものは、少なくとも労働省あたりで災害事故として報告をせられたような事故は、まあないようなお話を聞きますが、しかし、研究所等で、まあ事故と言えらるかどうか、その判断も何でしょうか、しかし、いずれにしても、若干の放射能による汚染事故、そういった問題があった

ようですが、そういったことについて御説明を願いたいと思います。あまり件数は多くはないと思

うのですが。
○政府委員(梅澤邦臣君) 法規的に見て事故とい

うものはございません。ただ、いま先生おっしゃ

いました異常を生じたということはございませ

た。それで、去年の三月のころでございませ

そのころに一度、やはりある程度原子力が進み

まして皆さんがなれてきたんではないかという考

方で、大臣の御指導のもとに、全面的にもう一

安全体制のあり方ということを確認しようでは

ないかということ、再確認いたしました。特に

原研、動燃等には、われわれのほうの機関でござ

と不注意でございまして、指先にはやはり若干のレ

ムを受けまして、この二人とも、すべてその後の

健康診断では異状はございません。それから四十二

年の七月に京都大学の先生が二人若干の被曝を受

けております。これもどうも研究者の不注意のよ

うでございませうが、その後の健康診断では異状な

いようでございませう。

それだけでございませう。

○久保等君 その程度ではない。これは資料を

ちようだいしてありますが、これは放射能の関係で

はないのかもしれないのですが、四十二年の十一月

ての人で休むということはございませんでした。

ただ、やはり健康管理として十分注意して管理し

たことは相当長く管理いたしております。

○久保等君 なお、今日も引き続きうござい

ことを定期的に検査を要するという状態にある人

はいるので、いらないのですか。

○政府委員(梅澤邦臣君) 私のほうの連絡には、

現在ございませう。

○久保等君 それから、きのう質疑の中で、この

従事者の災害に対する補償の問題、これについて

は、まず、労災法の方法によって救済をする、そ

別の手当てが出ることになりませうか。かりに日額

二千円もらうておる従事者が労災によってなく

なったという場合に對しては、これに對しては

どういふ手当が特別に出ることになりませう

か。これは、労働省からされておるようですから、

労働省のほうからお答え願います。

○説明員(桑原敬一君) 前国会におきまして労災

保険法の改正を御審議、御可決いただきまして、

昨年十一月から一応施行いたしております。そ

の数字は一応、いろいろ御批判ございませうけれ

ども、ILOの二一一条約、一番新しい昭和

て、たとえは、何と申しますか、なくなられた方に扶養家族が全然ないという場合には一時金を差し上げる、これが最低でございます。それが二千円で千日分、二百万円でございますが、現実に扶養家族がおられまして、年金制度で終生ずっとめんどろを見ていくということになりますと、そういった年金計算を、一応終価計算をいたしますと、そういうふうになっている、これは仮定の計算でございますので、なかなか一時金システムと比較できませんけれども、最低、そういう扶養家族がない場合には、二千円で千日分ですから二百万円、扶養家族がおられました場合には、平均的に、奥さんと子供さん二人、標準世帯三人で二千万円でございますれば、大体終価は一千万ぐらいになる、こういうふうな計算をいたしております。

○久保等君 こまかい計算は別として、いま言われた標準世帯の場合、年金として、月額にするとおおよそどのくらいですか。勤続年数やら何やらありますから、それによっても違ってしまうが。

○説明員(桑原敬一君) 年間四十万ぐらいになると思えます。正確な計算ではございませんけれども、年金といたしまして四十万ぐらい。

○久保等君 まあ、こまかい数字は別として、とにかく、なくなつて、一時金としてもらう場合には二百万円というふうな程度で、これは労災関係の一般の問題ですから、これ自体も、この程度では、現在の状況からいくと、課長も言っておられるように、満足すべき金額ではさらさらないと思つておられます。そういう一般的な問題は別として、原子力関係で災害を受けられて、なくなつたというふうな場合を考えてみると、何百万円という金額では、今日、金額的に些少なものと私は思つておられます。いま交通事故等でなくなつても、一千数百万円ないし二千万円というふうなことが、最近、必ずしもそう、まれなものではなくなくなつてきつつある状態で、原子力関係におけるといふ特殊な災害関係の問題について、しかも一般の第三者の被災者に対しては相当手厚く考えていこうとい

う災害補償の法律を特別立法としてやる今日、従事者の場合については労災保険で考えていくんだという考え方は、非常にそこにギャップが大き過ぎるんじゃないかという感じがいたします。

それから、労使の間で団体交渉でやるんだという話は、これは労使の間でやることなんで、制度としてどうこう、それがあつたら問題の解決になるのだというところは、これは私はあまり説明としては十分じゃないというふうな感じがします。したがって、問題は、第三の、先ほどちよつと申し上げた、また昨日来お答えのあつた問題としての第三点の問題、ここらに非常に大きな期待を当面かけざるを得ないと思つておられます。これ、まあしかし、保険会社のやることですから、保険数理的なものがある、こまかい数理の上でやることですから、これはあくまでも、恩恵的に、あるいはできるだけ有利に解釈するとか何とかいう幅は、保険数理的な問題からして、ないと思つておられます。したがって、出た結論を見なければ何とも言えないんですけれども、考え方としては、私は、こういう立法をされる、あるいは法を改正するというふうなことをやられるときには、やはり従事者の問題も総合的に考えた形で考慮をいたさなければならぬ、労災問題一般として考えるのは適当ではないのじゃないかという感じがするんです。それで、例の専門部会でも、過去に一応こういふことについての特別の措置を講じたかどうかという答申もあつたようですが、最近の答申ではそれがはげされたという話を聞いておられるんですけれども、そこらの経緯は、要するに、私が先ほど申し上げた三点の問題で考えていくとして、今回ははずしたというふうな御説明だと思つておられますけれども、それだけでは、やっぱり、ああそうですか、それならば理屈として筋が通つておられますと言つて了承するわけにはまいらない。有澤さん、そのあたりのところ、やはり逃げるんじゃないかと、堂々と、本来この問題もこの立法の中に考慮していくべき問題ではないかと思つておられますが、いかがでしょうか。

○説明員(有澤廣巳君) いま御質問のありました点、全く私も同感でございます。まあ、我妻専門部会の最近の答申におきましては、保険会社の保険による従業員の災害補償を考慮していくと、こういうことになっておられます。これも、むしろ、保険会社の場合におきましては、何といひますか、どれくらい保険の額を保険会社が提供してくれるかというところで、原子力の第三者損害の場合には六十億が限度だ、こういうふうになっておられますが、その点で、どのくらいの保険金額を保険会社が提供してくれるかというところにもかかわります。その点も十分見ました上で、従業員に対する災害の補償を十分はかれるようにつとめたいと私は考えておられます。労災保険のほうに最初ウェートを非常に置きましたのは、労災保険の死亡のような場合はともかくも、放射線の障害は、後遺症だとか、あるいは遺尿の伝わるか、非常に将来にわたつた問題が残るわけでございます。そういうふうな問題を労災保険が十分カバーできるように考えてくれるならいいんだけれども、そういうふうな問題で、そつちの方面をやつてみましたけれども、これはやっぱり一般の労働者に対する労災保険でございますから、原子力従業者に対しては何か給付を厚くするというのもなかなかむずかしいであろうと思つておられます。そういうことがはつきりいたしましたので、考え方を變更しまして、まあ、昨日来申し上げているようなことをひとつ考えていきたい、また、それで足りない場合には、どうしてもそれだけでは十分でないという場合には、またさらに想を改めて検討したいと考えておられます。

○久保等君 労働省のほうに念のために伺つておきたいと思うのですが、一般的には労災保険でもって救済をしていくということになっておられる、そういうものの改善については今後一そう努力をされる必要があると思つておられます。

ところで、この原子力災害に関する補償の問題については、やはりそういった、いまお話があつたように、晩発性というか、あとに残つてまいる

継続性のある問題だけに、非常にむずかしいと思つておられますけれども、それだけに、立法上の問題としては、特別立法というか、一般的な労災保険とかなんとかいふワケの外に置いた形で特別立法をして救済をしていくというところのほうは適当だというふうな判断しておりますか、どういふふうな考えでおられますか。

○説明員(桑原敬一君) 予防と補償と二つございまして、けれども、いままでの例で、たとえばじん肺法みたいな、特殊な疾病につきましては健康管理が非常に重要だから、その面について特別立法という例はございます。ただ、何といひますか、産業とか、従事します作業とか、業種によつて別の補償をするというところは、いままでとつておりませんが、諸外国にもそういう例はございません。したがって、私どもとしては、原子力なり、そういう有害放射線の問題については非常に重要でございますので、電離放射線障害防止規則という厚い法令をつくりまして、健康管理なんかも、健康診断なんかも、一般には年一回でございますが、二回ないし三回やるということで、相当詳細な予防的な措置を講じて、法令的な措置を講じて、やっております。そういう意味で、御指摘のように、非常に疾病の態様が違ひますので、それに必要な法令措置、それに基づく監督というものを厳重にやつていかなければならぬと思つておられます。ただ、補償のほうは、やはりあらゆる産業に従事する労働者、同じような補償というのが望ましいんじゃないか、それについての特別立法はやはり労災の分野では無理ではないか、こういうふうな考えでおられます。

○鈴木強君 ちよつと関連。これは委員長からいまの件で伺いたいでございますけれども、ここにも述べておられるように、原子力の開発利用を進めるにあつては、その安全性の確保ということが絶対条件である、まあ、わが国におきましては平和利用ということですね、と書いてあるんだが、では、どういふふうにして法律

的にも實際的にもこれを裏づけしていくかということになると、いまのように、一般労働災害分野ではむずかしい、したがってこれは特別立法が必要だ……。ところが、原子力委員会なり科学技術庁長官に伺いたいたいが、実際にはこれは政府として特別立法でいくという方針をきめておられるか、それとも、一般労働としていくということできめてあるのか、その態度を、この法案の審議にあたって明らかにしてもらいたいですよ。何か、聞いてみると、非常にあいまいだ。しかも、放射線による汚染ということ、これはもう広島、長崎において二度しておるわが国としては、必要以上に神経を使っているわけですよ。いま、佐世保とか横須賀に原子力潜水艦や軍艦が入ってくる、そういうものに対する汚染の防止についても、これは必要以上に神経を使っているわけですが、そういう意味において、そこに働く労働者、従業員が原子力放射能によって汚染された場合の救済を一体どうするか、額をどうするかということも含めて、これをはっきりしなきゃ、開発は進みませんよ、これは。私はそう思うのですね。一番大事なところがぼやけている。これをはっきりすべきです。だから、もし特別立法でやるとするならば、今回は出せなかったが、ではいつにそれははっきりするのか、ですね。労災のほうで、もしそういう点も入れて、予防と救済を含めてやるといふなら、それは労働省で真剣に考えて対策を立ててもらわなければならない。ところが、いまの課長の話だと、ちよつと手に負えないような話。そういう基本的な問題をぐらつかしておつては困るんですよ、これは。私はちよつと途中から来ておりますから、いささか多少ぼけておつて、私が変な質問をしておるなら、これは私は質問をやめますけれども、その基本的な考え方を聞きたい。

○説明員(有澤廣巳君) 原子力従事者、従業者の災害補償につきましては、まあ、考え方といたしましては、これは労働者でございますので、一応ベースになるところは労災保険でカバーします。

しかし、それではカバーしきれないものがある、または、先ほど久保先生から御指摘がありましたように、不十分である、そういう面を今後充足していくような形に制度としては持っていかなければならないと考えております。それで、いまのところは、その不十分なところは、一応、労働協約で、個々の事業者が従業者と話をして、こういう場合にはこれだけのものを上積みするという労働協約ができております。しかし、これもむろん設置者の上から申しますと限度があります。そこで、保険制度を利用して、すべてのものに一応一律的に上積みができるような保険制度に基づいた従業員災害補償をいたしたい、こういう考え方でございます。で、その保険会社におきましてはいろいろ問題は、この我妻委員会におきましてはいろいろ討論されましたけれども、そのときにはまだ、保険会社のほうの構想といいますが、どれくらいのものかどれくらい出せるかというふうな計算も、構想もまだ十分固まっていなから、いましばらく待つてほしい、で、これも近くその構想が決定することができるといふお話でございます。ですから、その構想ができましたならば、私どもそれを受け取りまして、いま皆さま方から御指摘を受けたような点を十分考慮して、そして保険会社の保険制度による補償を取り入れたいと思っております。その補償をどういふふうな形の制度にするかというところは、この災害補償法の中にそれを取り入れるか、あるいは別途の何か制度にして、特別立法といえますか、そういうものにするかというふうな問題は、いましばらく時間をかしていただきたい。いずれにしましても、そういう問題を十分検討して、そして、できるのは今年末までには大体できると思っています。ですから、その上でひとつ適当な形で、従業員に対する補償制度を、案をつくりまして、またおはかり申し上げたい、と、こういうふうに思います。

○鈴木強君 その有澤さんのお話ですけれども、いま開発はどんどん進められていっているわけでしょう。あした災害が起きたらどうするんですか。

か。そんな、ことしの末になったら結論が出るから、それまで待つてほしい——それはいいですよ、いいけれども、現実に災害はいつやってくるかわかりません。その場合に、一体、ではその間のプランクはどうするんですか。そういう、やっぱり基本的な考え方をきちつとやっつて、そういう法律をいずれにしても出してもらわないと、一番大事な従業員に対する補償についてはペンディングになっておる。委員会だつて、専門部会はそのために入るわけでしょう。それと同時に、この法律の中に入れるか入れないか、入れないならば労災のほうをどうするかぐらいのことはちゃんとしてくれなければ、これは私は不親切だと思えますよ。これは、外国等におきまして今日まで原子力開発を始めてどういふ災害が具体的に労働者にあつたか、私は、もしわかつたら教えてもらいたいですよ、そういうふうな外国の例等も考えながら、万々一ですよ——これは絶対安全を確保するということが前提ですから、万一起きた場合にどうするか、その万一起しては皆さんも私たちと同じなんでしょう。ことしの暮れにやるなんて、おそいと思うんですよ。その間に起きたらどうするんですか。そうしたら、いまの労災しかないんですよ。それでは不公平じゃないですか。だから、もっと早くやっつてください。おかしい。学者らしくない。

○説明員(有澤廣巳君) 現在の段階は、確かに、まだ私どもの考えている制度が全部でき上がつておりませんから、その点でおしかりを受けるのはまことに当然だと思つて、まことにすみませぬが、いま現在起きたという場合には、一つは、労災のほうで、これは基本的なベースとしての労災があります。それでその上に、いまのところは、先ほど申しました労働協約による補償があります。がしかし、むろんそれでも十分でないといふ点からいへば確かに十分でないかと思つて、それだから、さらにそれを一般化して、そして十分な制度にするために保険による補償を考えた。これも、この我妻委員会の席でそれがはつき

りきめることができたらいへんよかつたんです、保険会社のほうではまだそこまで保険会社としての案が詰まっていなかつたがために、この専門部会でも十分それを取り上げることができなかったわけでございます。それでまあ、取り急いで、なるべく早く、言つてみれば、プランクの時期を短くするために急いでやっておるわけでございますが、それが近く保険会社のほうも構想がきまり、提出されることになっておりますので、それが提出され次第十分迅速に制度をつくつておはかり申し上げたい、こういうふうに申し上げているわけでございます。ですから、現在のところから申しますと、労災保険、それから個々の企業と組合との間で取り結ばれておる労働協約による補償、それしかないことは確かでございます。それで私どもは満足しているわけではないので、さらにもう一段と十分な制度を迅速にきめたい、こういうふうな考えでおります。

○鈴木強君 関連ですから、これでやめますが、有澤先生ね、やはり論理の矛盾をおかしておると思うのです。そういう一番大事な災害に対する補償ということ、これは絶対条件です、これは。ですから、わかりました、あなたいろいろやつたけれども間に合わなかつたというのですから、これはいまこの法案が出ておるときに、さあ持つてこいといつても無理でしょうから、いまの先生のお話でわかりましたから、ただ一つ、それならば、次の通常国会には、いいですか、必ず、これを改正するか、あるいは別に単独立法を持つかは別として、額を含めまして、補償については必ずやってもらいたい、と、ぼくは思うのです。ですから、その私の趣旨に賛成して次の国会に必ずやっってください。それを確約してください。いいですか、これは最小限度です。

それから大臣に対しては、労働協約とおっしゃるけれども、これは企業との間で支払い能力の問題もあるでしょうから、最終的にはやはり国家補償的なものも当然これは考えなければならぬことですからして、こゝでいま具体的に労働協約

の内容を開きたいけれども時間がなから開きませんけれども、おそらく不十分だと私思います。したがって、研究は進んでおるわけだから、その結論は待つとしても、できるだけ専門部会の皆さんの意見も聞いて、そしてそれに近寄るような、問題について裏づけをやはり政府がしてやらなければいけませんから、そういう点を、ひとつ大臣としても協約等の内容について勉強していただいて、できるだけ何らかの方法でもいいですから、最悪の場合の補償をなし得るような措置を検討してみてください。

この二つをお二人から伺っておきたい。

○国務大臣(西田信一君) 昨日も、向井委員の御質問に対して私もはっきりお答え申したのでありますが、このことは労働省にも関係ございませぬ。それからまた、保険のほうで大蔵省にも関係がございませぬ。それから、いま御審議願っておる法律では私どものほうを中心になるわけでございますが、いずれにいたしまして、現行の制度では不安があり、また不十分であるということももう結論が出ておるわけでありませぬから、そこで、これは科学技術庁でなくて、政府の責任におきまして急いで検討いたしまして、そして最も適切な解決を早急にはかりたいということも、きのう申し上げたのでありますが、そのつもりで善処いたします。

それから労働協約の問題も、これはかなりカバーされたと思っておりますけれども、いま御指摘のとおり、なお、これ強制するわけにもまいりませぬし、十分と言えない点もございませぬけれども、やはり、ほんとうに安心して従業者が働き、そしてまた原子力産業が伸びてまいりますために、必要な措置はひとつ積極的に講じてまいりたいと思っております。

○鈴木強君 法案の提出は、次の国会に出してくだされ。それは科学技術庁長官の分野ですよ、法律は。

○国務大臣(西田信一君) 保険のほうの結論が早晩出ると思いますが、それを受けましてやはり若

干の検討の時間が必要だと思えます。それもなるべくひとつ急いでやるということでございますが、きのうもやはり同様の御質問がございまして、年内の次の国会に約束できるかということもございませぬが、まだ保険のほうの結論も出ておらない今日でございますから、私はその時期をここで確約申し上げるのは、ちよつと御遠慮させていただきますますけれども、必ず、いま申し上げましたように、政府部内におきまして責任を持ってこの問題を早急に処理するということだけは、ひとつはつきり申し上げておきます。

○鈴木強君 おかしいじゃないですか。早急に出すという、これは出さなければならぬのですよ。私は、この法案の中にするか、どっちかですね、それをできないというから、それじゃ次は出すようちにちゃんとしてくださいよと。それは、出すよということを確認して、こういう理由で出せなかつたということはまたあるかもしれませぬけれども、それは大臣だめですよ。それじゃ法案の審議はできないですよ。どうですか。

○国務大臣(西田信一君) おことばを返すようございませぬけれども、保険でどういう解決がはかれるかというようなことを見なければならぬと申す、それで、なおかつ立法措置が必要かどうかという検討も必要でございますから、ですから、そういう十分な検討の上で善処するということを申しておるのであります、いまここで法律を出しますというのを申し上げるのはいま。結論を先に御期待になっておるようでありませぬけれども、そこで御了承願いたいと思っております。

○向井長年君 ぼくは、きのうそれでやりまして、きょうはもう関連質問やらぬと思っております、これだけでも、言わなければならぬなつちやつた、これはもう、だから言いますかね。先ほど久保君の質問で、五十年度は九百四十万キロ、六十年度は六千万キロというふうな、次々と促進しているわけですね。昔は水力が主で火力が従って来た。これからは原子力が従になる方向をた

とっているでしょう、通産省も、そうですね、どんどんと。そういう中で、先ほど言うような、こういう従業者に対する災害補償という問題については十年前から今日まで、これは重要視してきてはいるはずなんです。そこで、きのうの質問で言いましたように、何らかしなればならぬという形で、有澤先生からも、いま鈴木委員の質問に答えて、いま煮詰めているのだ、こういうことでしょうか。だから、私は、これははつきり立法化するというふうしかなければいかぬ、まず第一に。そういう中からもろの問題が評価されてくると思うのですよ。基本的に立法化するという立場を私はきのう了解しているのですが、そういうことじゃないのですか、長官。だから、そういう特殊な一つの補償という立場から、まずやはり立法化しなければならぬ。こういう立場で検討をいま加えていると思うのです。有澤先生の言われることは、保険会社のほうについても年内に煮詰まるであらう、また煮詰まるために努力しているのだ、こういうことですか、科学技術庁としては、大蔵あるいは労働省とも連係をとりつつ、たいたいからその検討を始めて、できるならば次の通常国会に提案できる方向をとっていかなければならぬじゃないですか。だから、それははつきり言えるじゃないですか。私はきのう、そういうことで了解しているのですよ、一応。あまり時間がなかつたから詰めたかったけれども、だから、そういうことは、長官、明確に言って、そしてやはりそれに対する具体的な検討を始める、直ちに始める、こういうことはいんじやないですか。いま始めていけるのだから、もう現在、それを、立法化する必要ないかどうかとか、そういうことを言われると、ちよつとわからなくなるのですがね。あと戻りするような気がするのですがね。きのうのことから考えて、どうですか。

○国務大臣(西田信一君) 決してあと戻りしておられませんので、有澤委員がはつきりお答え申しておりますように、いま検討の対象になっておりまして、保険でどうかまで入れた段階を考えてい

るわけですね。ですから、その結論を待つて、立法の必要があるかどうかという検討、その必要があるならば早急にひとつそういう立法をいたしますと、こう申し上げているわけでありませぬから、ですから、いま何か、もうすでにここで結論を出せと、こういうお尋ねのように受け取れるわけでございますけれども、そういうふうな御了解願いたいと思っております。

○鈴木強君 保険制度をやつたつて、政府がやはりめんどうをみなければいけないですよ。だから、そういう意味においては問題だということですよ。そのことを否定されたんじやだめですよ。

○国務大臣(西田信一君) 有澤委員もお答えになつておられますように、それを受けて、そしてこの中に取り込むことが必要であらうという考え方をお述べになつておられます。したがって、その必要があるということになりませぬ。○久保等君 いまの結論は、これは結論として、西田長官のほうで、大臣は原子力委員会の委員長でもあるわけですから、先ほど有澤先生のお話があったことは、立法化するということについても積極的な努力をしたいというふうな理解をしておるわけなんです、そういう立場に立って、これは当然科学技術庁の長官としても特に責任者の立場で御努力を願いたいと思つておるのです。

労働省のほうに言つておきたいのは、その場合に、労働省がとかく一般論で、端的に言つて足を引つ張るような結果になるおそれがあるのじやないかと思つておるのです。それはもう、意図的に足を引つ張るとか何とかいう気持ちはさらさらないし、できるだけ厚い保護をしようということが労働省の崇高な使命だと思つておるのです。ところが、一般的に、なかなかそうは行き得ない事情等があつて、できれば労災を中心にして救済していくべきだと思つておるのですが、とかく労働省は持ちがらだと思つておるのですが、しかし、全般、労災保険そのものが、今日の情勢からいって、まだまだやはり現状にマッチしない状態に置かれてい

と思うのです。だから、これ全体を引き上げなければならぬという問題も、労働省自体として労災保険の問題として私はあると思うのです。そういうことを考えるなら、片や原子力関係の災害の問題について、できるだけひとつこれを牽引力に使う、一般の労災関係のほうも上げていくという意味からいっても、一歩二歩先んじた形で、原子力関係の災害問題が取り上げられていくことについては、労働省もむしろ積極的に応援をする、協力をするというような態度をぜひともしてもらいたいと思うのです。そのことによつて、また、一般の労災そのものも多少なりとも前進していくような形になる。常に均衡均衡ということをやっていきますと、やっぱり全体そのもののレベルアップもなかなかできないと思うのです。特にここについては災害補償の問題を取り扱っていつていくわけですから、いま言った原子力関係の問題について見るならば、むしろ一般の人と従事者との間において非常に懸隔とアンバランスがあるわけですから、それをわれわれとしては同一に扱うべきじゃないか、理論的に言っても、現実的に言っても、そういう理論を展開しているわけなんです。それから、労働省としても、ぜひ積極的な協力を。労働省がこの法案を出すことにはならぬと思うのですが、科学技術庁として立案あるいは提出等の作業をこれから順序を経ていくと思いますが、労働省としても、ぜひひとつ積極的な協力をするというような態度をとってもらいたいと思うのです。責任者ではないですが、とにかく担当の課長として、ひとつその点についての賛意を表してもらいたいと思うのです。

○説明員(桑原敬一君) 先生の御趣旨、全く同感でございます。私もといたしまして、住民と原子力労働者の間に補償の格差があることは好ましくないと思っておりますので、積極的に取り扱ってまいりたいと思っております。

○久保等君 労使の労働協約ということにだいがウエートを置いた御説明があるのですが、労働協約というものはどういう締結状況にあるのですか。当事者の間で結ばれた統一した労働協約でも何かできているのですか。なければ、何かモデル的な労働協約の中身のところを、具体的に、ほんの簡単ないいですが、主要な点として、どういふことが結ばれておるか、ひとつお聞きしたいと思うのです。だいが期待を持たせるようなお話がきのうからあるのです。

○説明員(有澤廣巳君) 労働協約につきましては、大きな施設で原子力施設にはみなあります。それで、その内容でございますが、私一々協約を見たわけじゃございませんが、承るところによりますと、労災保険では補償の基準が六割程度、それを上積みして一〇〇%にするというのが大体その労働協約の内容だと、こういうふうになっております。

○久保等君 その点は、いずれにしても、労使における労働協約云々の問題は、これは異例で、何というか私は、制度として立法する立場から言えれば、あまり期待すべき性格のものじゃないです。したがって、法律制度として確立すべきものはきちっと確立していかなければならぬと思うのですが、現状の御説明としては私それを承っておりますが、政府がそれに何かたよったり、あるいは期待を持つというふうなことでは、これは無責任のそしりを免れないと思えます。そういうことを付言しておきますが、いずれにしても、ひとつ早急に立法の措置について御努力をお願いしたいと思います。長官に、なお繰り返して、私のほうからひとつ結論として長官の決意のほど伺っておきたいと思えます。

○国務大臣(西田信一君) 現行の制度で不十分であることはわれわれもよく認識いたしております。何といたしまして、この不十分なものをごとくこれを充足さしていくかという問題でございます。したがって、いろいろな角度から検討いたしましたけれども、その結果といたしまして立法が必要であるという結論が出るならば、その方向で十分努力いたします。

○鈴木強君 ちよつと関連して、私一、二聞きたいのですけれども、きのう科学技術白書というのが、長官、発表されましたね。私は、これは新聞の記事だけで、詳細な内容はまだ読んでおりませんが、一つは、「技術革新の歩みと新たな展望」の中で、わが国はまだ自主技術開発が弱い、外国追従から脱出できない、これが一つ。それからもう一つは、科学技術開発予算というものが非常に少ない、アメリカなどは、四十二年、四十三年、これは日本暦ですが、六兆一千万、四十五年でも五兆八千万、ソ連が二兆五千万、フランスが七千五百億、イギリスが五千億、西ドイツが三千六百億、日本が二千六百三十四億、カナダよりからよつと多いが、非常に少ない。それで、私もこういう白書を見まして、それでこれは原子力船開発事業団との関連で伺いますが、原子力第一船の「むつ」の開発計画というものが、三十九年に着工するというところで、四十六年を目途に就航できるわけだったので、それが、建造費の上昇等のためというのだから、建造費の上昇等もあつたか、やはり技術開発の点においておくれがなかったらどうかという私は心配をするわけなんです。そういう点からして、四十二年の三月に原子力第一船開発基本計画というものを改定したんです。そして四十二年に建造に着手して、この法律の四十七年三月三十一日までには少なくとも竣工できる、一切を終了する、こういうこととスタートしたのが、途中でぐらぐらと変わってしまったのは、日本の科学技術の基本において欠けておる点があるのではないかと。まず第一に金が少ないということに、あなたが担当の国務大臣としてこういう白書を出されて、みずからの責任を感じないですか。要するに、なせもつと日本の政府は科学技術開発のために金を出さないのか。そして、少なくとも外国から技術を導入しなければならぬというふうな、こんなみつもなないことじゃ困るわけですよ。GNPが世界の第二番目だと言いつつ、ただ科学技術に関する限りは外国追従だというふうな、こんな遺憾な白書を出すことについて、私たちは、前からもう、科学技術に対する日本の政府の態度がなつてはおらぬと思つておるんです。もつと各国に負けないように金を出して——技術者はいると思つて、科学技術は負けないと思つて、だから、金をかけて、もつと総動員態勢をつくらば、私はやれると思うのです。

私は、ソ連の科学アカデミーの招待で、おとし行つてきましたけれども、これは、物と予算を最大限に費やして、あそこで未来にわたる科学の研究開発をやっております。私は驚きましたね。だから、わが国も——それは、ソ連やアメリカのような、一面軍事的な追求するような開発もあるでしょうから、それはまあ、そこまではいかぬとしても、少なくとも、もう少し科学技術開発の予算というものをとつてほしいと思うのです。たまたま白書を見まして、私はそういう思いを新たにいたしましたから、おそらく、この提案されている原子力船開発事業団法の一部を改正して、昭和五十一年の三月三十一日ですか、まで延長しようという、このことも、そういうところの一つは大きな原因があるんじゃないかと思うのです。それから、ひとつ長官に伺つてみたいと思つたんです。いかがでしょう。

○国務大臣(西田信一君) きのう科学技術白書を閣議で報告をしまして、了承を求めたわけでありまして、その中に書いておりますことは、いま先生が御指摘になつたとおりでございます。そこで、これは率直に、科学技術白書——いろいろいさいをつくつてというふうなことでではなくて、ほんとうに反省に基づいて、将来のあるべき姿はどうであるというふうなことを率直に書いていただきたいと思います。

それで、終戦当時には、もう三十年も日本の科学技術は諸外国に比べておくれおつておる、そういう状況であつたと思つておられますが、この科学技術の研究開発の予算等におきまして、だんだんおくれを取り戻しておることは事実でございます。

す。二二年間の伸び率が二一%ぐらい伸びておりまして、諸外国よりも伸び率はやや高いかと思えます。しかしながら、絶対額におきましては、御指摘のとおり、非常に少ないのでありまして、民間と合わせまして、一兆円には達したと思いませんけれども、四十四年時点では九千四百億ぐらいでございますか、でございます。国民総生産の一・九%ちよつと切れる、一・八九ぐらい、目標は二・五%ぐらいに置いておいたわけでありまして、そこまで到達しなかつたことは非常に残念でございます。その中でも、アメリカやソ連などは、これは、いま先生がおっしゃったように、軍事的な研究開発が非常に多いのでありますから別といたしまして、まだ、西諸国に比べまして、民間と政府の、国が出しますところの研究開発の比率が逆転してある。日本の場合は民間に六、七%依存してある。そして、政府のほうが三〇%程度であることは、ちよつと諸外国と逆になっております。したがしまして、二千数百億というような、研究開発の伸び率が高いと申しまして、いまおっしゃったように、外国から八〇%も技術導入の対価を支払つておる。ところが売出すところの技術はわずかに二・五%ぐらいでございますから、そういう状態を早く脱却しなげやならぬ。それにはどうして自主技術の開発をやらなげやならぬということでありまして、しかも、その自主技術の開発と申しまして、ただ生産性の向上とか、そういう経済面だけでなく、いま当面問題になっておられますところのいろんな生活優先のそういう技術開発というふうなことも十分方向を変えていかなげやならぬというふうな思つておられますし、そういう立場から申しまして、単なる技術開発と申しまして、やはり技術の事前評価というものを、一体これはマイナスがどう出るか、プラスがどう出るかというふうなことを十分に事前に評価をいたしまして、そして、そういう基礎に立つた研究開発をやつていかなげやならぬというふうに思ひます。

そこで、いま、一九七〇年代の科学技術政策と

いうものを科学技術会議が検討しております、近くその結論を出しますけれども、それにおきまして、もつとこの研究開発費等を西並みに引き上げていかなげやならぬということで、具体的な数字も掲げまして、目標を掲げるつもりでございます。その中におきまして、特にいまお話のありましたような、国が出しますところの研究開発費はもつと積極的に伸ばしていくというところ、全体の国民所得に対する研究開発費をふやすことと、その中身におきまして、もう少し国が積極的な科学技術に対しますところの予算をふやしていく、こういう姿勢で取り組んでまいりたい。そして、少なくとも、これからはなかなか外国から技術を入れるといたしましては、ただ金をたくさん外国に支払うというだけではなくて、なかなか入れにくくなつております。やはり、こちらにもある程度のギブ・アンド・テイクというふうなことがいふまでもなく、い技術も入つてこない。必ずしも外国から技術を入れることが全面的にけしからぬということではないと思ひますけれども、少なくとも対等な立場に立つようなところまで引き上げていかなければならぬというふうな思ひますので、そういう意味におきまして率直な反省を加えながらあの白書というものをつくつたのであります。それをさらに、七〇年代の科学技術政策の中に、十分その反省の上に立つてこれを解明し、かつまた前進をさせていく、こういうような姿勢で取り組んでいきたい。全く御指摘のとおりでございます。その方向でわれわれは鋭意努力をしたいと決意をいたしておるところでございます。御鞭撻いただきましてありがとうございます。

○鈴木強君 原子力船の、だいぶおくられているという理由はどういう……。

○国務大臣(西田信一君) 原子力船のことにつきましては、特殊な事情がござりましたので、ひとつ局長から。

○政府委員(梅澤邦臣君) 原子力船は、当初、推進本部等で検討していたので、大体金額として

三十六億円で六千トンの海洋観測船ができるという見込みで事業団を設立させたのであります。ところが、その後、それで会社に発注するといふときになりました、六十億近くの、約倍近い値段の評価が出たわけでございます。したが、いまもう一度再検討ということになりましたが、海外の「オットー・ハーン」の建造等、いろいろ情報が入りました。その関係から、船種そのものも変えてはという検討が入りまして、それで、特殊貨物船と、それで訓練船という形で八千三百トンになりました。それで、なお金額の検討をいたしまして、五十六億という金額で発注したわけでございます。したが、いまして、その間にいろいろ検討期間が入りまして、約三年おくれたといふことは、まことに申しわけないことだと思ひます。

○鈴木強君 そうすると、三十六億が六十億になり、さらに五十六億ですか、で、特殊貨物船というのですか、変わったわけですか、でも、だから、当初の原子力委員会でおきめになった三十六億というこの積算ですね、あまりにもこれは狂い過ぎています。これは、それが十年先ならば話はわかる。三年、四年先の設計見積もりというものが倍にも狂うというのはい体どこに原因があるのですか。

○政府委員(梅澤邦臣君) 先ほど先生おっしゃいましたように、研究がある程度進んでなかつたのではないかと先生おっしゃいましたが、その点があつたと思ひます。と申しますのは、やはり民間も入りまして三十六億の検討をいたしたわけでございますが、やはり、いざつくるとなりました場合、この確認をする、この試験をするという問題が中に含まれてきてまして、その関係の積み上げで相当のふえになつてしまつたわけでございます。

その点におきましては、確かに、初めの検討した場合に、第一船でございまして、要するに、まだ研究開発、日本が技術を上げるという立場でございまして、その間に研究課題が相当ふえてきたといふことがおなる理由だと、こう

思つております。

○鈴木強君 そうすると、日本原子力船開発の基本計画というものがございまして、開発もしていない研究を取り入れたといふものもおかしいじゃないですか。

○政府委員(梅澤邦臣君) 原子力委員会で最初つくりましたときに、先生にずさんと言われまして、あれですが、そのときは確かに海洋観測船として、すぐ態度をとつたわけですから。ただし、基本計画の中で金額的に幾らというところはございませんでした。それで、そのあと船型等が変わりましたので、基本計画をなお一そう検討して、再改定いたしましたわけでございます。まあ、その点におきましては、初めの基本計画がその当時としてはずさんではなかつたんでございますが、いろいろ研究課題の問題で、結果としてはこういう形になつたわけでございます。

○鈴木強君 だから、まだ実際に開発され実用化されてない技術まで計算に入れてこれはやつたといふんでは、さっきのあなたのお話だと。そういうことはずさんじゃないですか。じゃ、それは、何年何月に予定どおり技術が開発できる、そういうその技術を導入して建造するといふ、そういうプロセスを持つと思ふんです。そういうものが、政府の金の出しっぷりが悪くて開発ができなかつたといふことですか。その原因はどこにあると思ふんですか。

○政府委員(梅澤邦臣君) それは、初め相当基礎研究していただきました。それでいよいよできるということになりました。原子力委員会で基本計画をつくつたわけでございますが、その後、私の知る限りにおきましては、やはり実際に船をつくるという製作段階になつた場合に、確認といふんです。試験段階といふものを相当中に織り込んだほうがいいという形でふえたのがおもとと思ひます。したが、いまして、研究そのものとしての基礎研究は相当やっておりますが、製作段階としての試験といふものは、そういう関係の問題点が相

当ふえてきたということと存じます。

○鈴木強君 そうしますと、立法の技術の面からいいましても、ちょっと私はふしぎに思うのは、三十九年から四十六年、いわゆる七カ年間で、昭和四十七年三月三十一日、この事業団法が時限立法ですから、その時点まででできるということでやってきたんですね。それが、スタートが四十二年ですから、三年ばかり延びたわけですね。それで四十六年ということになると、もう四年しかなかったわけですね。だから、どだいそのときに、もうこの法律は延ばしてもらわなきゃできないという想定をしておったんですか、それが一つ。

それから、もう一つは、今度は五十一年三月三十一日まで延ばしてくれというので、これはいまの段階になればやむを得ないでしょうから、これは延ばすことになると思いますけれども、その際にも、まだ、未開発の技術を今後開発して、それを使って建造していくという要素があるのか、第一次と同じように。今度はもう五十一年三月三十一日というのは絶対いくかどうか。また、これを延ばしてくれということはないか。この点はいかがですか。

○政府委員(梅澤邦臣君) 建造にかかる前に、先生おっしゃいましたように、まる三年おくれしました。したがって、今度お延ばしただくのが四年になっておりますが、これは成績評価等の時間が入れてございます。したがって、その建設に入りましてからは順調に進ませていただいております。その関係からは、大体初めの計画ができて一応計画が立ちましてからは、体制として、あるいは技術といたしましては、順調に進んでおります。その前に、おくれた分を主として今度延ばしていただくという点については申しわけないことだと思っております。しかし、技術そのものについては、その後非常に確立しております。船のほうはでき上がりましたし、いま炉を積み込み中でございますが、来年の七月までに完成することはい間違いないと思っております。

○鈴木強君 そうすると、昭和四十八年、四十九

年の両年度にわたって、慣熟運転並びに安全性及び性能の確認のため、さらに出入港の経験を得るための実験航海を行なって、そして一切の実験航海を終了して、内部総点検、それから機器の補修等をさらに行なって、いよいよ実際に就航する、その時期は、こういう作業が終わって、いつになりますか。四十九年か五十年か、その辺はどうなんでしょうか。いまの見通しとしては。

○政府委員(梅澤邦臣君) ただいまの予定で、十年の半ばになると思っております。

○鈴木強君 それは間違いないですね。

○政府委員(梅澤邦臣君) はい。

○鈴木強君 それからもう一つ、核燃料のことで、科学技術庁のほうにお尋ねしたいんですけども、ウラン資源の開発についてはいろいろ御苦労されていると思うんですけども、いま実際日本で使っている原子力の燃料ですね、これは、外国依存度というのはどの程度になっておりますか。

それから、国内の人形峠ですか、私も一度そこを見させていただいたんですが、予算委員会から、まあいろいろ苦労されてやっておりますけれども、そういう自給自足できるという体制は、その後どうなんでしょうか、その点、ちょっと。

○政府委員(梅澤邦臣君) わが国の中のウランでございまして、これにつきましては、鉱量といたしましては、二〇〇といたしまして、天然ウランとして六千数百トン、そういうデータが出ておりますが、実は、これは品質が非常に悪くて、まだ経済的に合うということではございません。ただ、人形峠で研究用として技術を上げることで月に五十トンのプラントを動かしております。したがって、発電所のものにつきましては、すべて海外に依存という形になっております。ことに、いま申し上げましたように、非常に資源そのものは日本にございませんので、そういう依存になっております。

なお、いま入っております発電所はすべて軽水炉でございまして、これは濃縮ウランを使うわけでございます。濃縮ウランは現在全部アメリカで濃縮してもらおうという現状でございます。その関係におきましては、ほとんど海外に依存している立場でございます。

○鈴木強君 ウランの鉱脈を、まあいろいろ研究されて探検されておると思いますが、日本には、いまの科学技術庁あるいは核燃料公社、こういうところで一生懸命鉱脈をさがされておると思うんですが、一体国内では、そういうウランの資源というのはあるのかないのか、その辺の調査研究というのはどう分析されていきますか。

○政府委員(梅澤邦臣君) 初めの計画といたしましては、実質的には第三紀層の下の花こう岩のところにあるというので、日本全体で約二十万平方メートルの候補地をあげたわけでございます。それを大体全部概査いたしました。その中で一番よかったのが人形峠で、人形峠はそういう関係になっております。そのほかは、岐阜あるいは山口、その点については現在もすべて具体的な調査を進めております。しかし、微候としては確かにウランのあるところがございますが、問題は、経済性に合うものになるかという点においては、いまのところ、経済性に合うものはちょっと見つかっていないし、まあ必ず見つかるだろうとも言えない状態だと、そういうふうに考えております。

○鈴木強君 そうすると、核燃料はもう日本はお手上げだと、すべて外国依存という基本方針を日本としてはとらざるを得ない、こういうことではございませんか。そういう場合に、これはアメリカから持ってこられるのか、どこから持ってくるのか、よくわかりませんが、依存をする国はどのようになるのか。それから、一体、実際に核燃料として使われるような形になったものは、どのくらいの価格がするものですか、これを輸入をする場合に。

○政府委員(梅澤邦臣君) 先ほど申し上げましたように、日本としてはあまりない。したがって、

て、数年前から動力炉開発事業団で海外ウラン探鉱という項目を設けて、鋭意海外に出ておるわけでございます。そうして、いま比較的精密な調査をしておりますのが、カナダとオーストラリアとでございます。なお、その中間で、フランスが日本と共同でアフリカのニジエールの開発をしたらどうかという話で、共同で現在ニジエールの開発のための海外ウラン開発株式会社というものを去年設置いたしました。そこは鋭意進んでおります。あと、ソマリアにも手を出さず定にしております。しかし、これではまだ足りませんので、昭和六十年になりますと十二万トンぐらいのウランが必要になります。現在民間が長期契約等で獲得しておりますのは三万八千トンぐらいでございます。したがって、まだ三分の一ぐらいの獲得でございます。したがって、もともとやはり海外に、たとえば探鉱を進めて日本自身の権利も持って、それで開発していくべきじゃないかということ、もう間もなく始まりますが、原子力委員会にウラン資源開発懇談会を設けて、この六月までにはその対策を出すという形になっております。

それから値段の問題でございますが、これはちょっと計算で申し上げますと、たとえば、いまの一キロワット二円七十銭程度としまして、そのうちの八十銭が燃料費でございます。それで、八十銭は、もともと三分の一が天然ウラン費、それからあとの三分の一が濃縮費、あとの三分の一が加工費でございます。

○鈴木強君 これから原子力船というものを「むつ」をはじめにして、まだつくっていくわけですが、この事業団法というのは、「むつ」をつくるだけですね、これ。だから、第二、第三の原子力船というものをつくる場合、一体、事業団法でなく、今度は事業団で体験をしたその技術なり製造の方法を、こういうものを、あるいは民間にやらせるのかどうかかわりませぬけれども、そういうふうな今後の計画ですね、この第二、第三の計画。それから一面においては、原子力の開発も

○鈴木強君 そうすると、核燃料はもう日本はお手上げだと、すべて外国依存という基本方針を日本としてはとらざるを得ない、こういうことではございませんか。そういう場合に、これはアメリカから持ってこられるのか、どこから持ってくるのか、よくわかりませんが、依存をする国はどのようになるのか。それから、一体、実際に核燃料として使われるような形になったものは、どのくらいの価格がするものですか、これを輸入をする場合に。

これはやらなきやならぬ。私はスウェーデンの見てきましたけれども、ああいう岩石の中に絶対安全性を確保できるような、ああいう場所がありますわね、向こうの場合は。だから、日本の場合はいろいろ安全性を考えてもらうんだが、いずれにしても、原子力発電というものはこれから絶対に必要になってくる。そういう場合に、日本からこれから十年先、一体このウランを燃料としてどれくらい必要なのか。それをいまいろいろと海外にも出張されて開発されているんだが、その必要量というものは十分に確保できる見通しがあるのかどうなのか。それができなければ、依然として、またアメリカから買うか、どこから買うか、買わなきやならぬわけですね。ですから、そういうふうな核燃料と今後の開発計画との関係、これは、十年先、二十年先はどういうふうな青写真を持っているんですか。

○政府委員(梅澤邦臣君) 天然ウランが、昭和六十年に十二万トン、これが必要量として現在予想されております。先ほど申し上げましたように、その中の三万八千トン程度はもうすでに獲得しておりますが、あとはまだ獲得がされておられません。それから、アメリカとの協定を結んでおられます。アメリカでは、日本に濃縮ウランを入れる場合に、その原料がない場合にはアメリカでできるだけ用意してやるということにはなっております。しかし、濃縮ウランの値段もつい最近上がりましたし、そういう関係から、やはり日本自身がみずから海外に権利を持って獲得しなきやいけないというところで、これはもうほんとうに早急にやらなきやいけない問題だと思っております。ただ、現在のところでは三万八千トン程度の獲得をしているという現状でございます。それから電力会社も、九電力が一緒になって、カナダ等の調査といひますか、探鉱等も一部はやっております。しかし、これも民間ではなかなかやれませんので、われわれのほうで政府として十分なる助成なり何か考えなきやいけない。これは、先ほど申し上げました懇談会の御意見が六月までには出ると思っています。

それから船の関係でございますが、船は、第一船はどうしても日本の技術を上げるということで船をつくらなければならない、その後の問題につきましても、原子力委員会の決定で民間に期待するということになっております。したがって、第二船以降は民間が商業用として発展できるときにつくるという考え方になります。それで、現在では、原子力産業会議が一応仲になりまして、ドイツと技術交流をやっております。これは八万馬力で三十ノット近く出せるコンテナ船でございます。それでいけば経済ベースに合うんではないかというスタディを現在やっておりますが、なかなかまだ、各国とも商業ベースに乗って原子力船が営業にはいれるという検討はまだなお続けられるんではないかと思っております。しかし、将来必ずその時期が来ると思っております。十年後に必ず来るとか、そういう考え方にならず、いまはまだコンテナ船として使える可能性という検討が進められているということでございます。それで、原子力委員会といたしまして、やはり将来としては必ず原子力船は営業になるという期待がございまして、その船用炉の研究はなお一そう続けるといふことで、私たちのほうも民間に委託費を出して船用炉の研究を進めている状態でございます。

○鈴木強君 委員長から御注意がありましたからこれで終わりますが、技術開発の面で一番依存をしておるのは、やっぱりアメリカでしょうか。もしアメリカだとするならば、その原子力—これは原子力船ですがね。そのほか原子力全体としての開発の問題について、特別に秘密的に対外的にはしなければならぬような技術というものをアメリカから導入しているかどうか。その場合に、この技術については対外的には公表しちやいかぬとか、そういうふうな制約を受けておるようなものはないでしょうか。これだけ最後に伺い、なおひとつ大臣にも、今後の第二、第三の原子力船というものを開発されるでしょうし、原子力発電ということも、いま申し上げましたように、当然趨勢としてはいくわけですから、そのための核燃料

の開発ということはおもって絶対的なことでありますから、さっきの労働者の災害や、また、このことだけでなくて、一般に對する災害の予防ということも当然ですけれど、やはり平和利用という面から見るならば、積極的に技術開発を進めていたかなければならぬと思うわけですね、その場合に、あまり支障にならないように、国家的立場に立って、国家権益を守るといふ立場に立って、金は惜しまず必要なのは出していただきたい。技術開発も、あまり外国から八〇何%も依存するということのないようにお願いしたいんです。その点も大臣からひとつ御答弁いただきたい。

○国務大臣(西田信一君) これからの科学技術振興、ことにこのために技術開発をより積極的にやらなければならぬということにつきましては十分認識を持っておるつもりでございます。そのためには、やっぱりもう少し研究開発費というふうなものも増加をしていかなければならぬ、こういう姿勢でございまして、十分政府内におきまして、この問題につきましても、財政当局等の十分な認識を求めまして、対処してまいりたいと思っております。

それから原子力開発利用のことにつきまして、まあ一番中心になりますのは原子力発電でございますが、四十二年に決定をいたしました現行の長期計画というものは、もうすでに実情に合わなくなっております。ことに先ほど来から議論になっておりますウラン資源の確保の問題、これは大きな問題だと思っております。それからまた、ウラン濃縮ですね。これもアメリカに現在頼んでおりますけれども、やはりこれは自主技術開発によりまして、どうしてもこの能力をみずから持たなければならぬというふうな考えますので、ウラン濃縮の問題とも真剣にいま取り組んでおるわけでございます。それから再処理工場、燃料の効率化のための再処理工場の建設でありますとか、そういうふうな発電所がたたくんできてまいりますと、どうしても廃棄物の処理の問題が大きな問題になってまいります。こういうようなことが、原子力の

開発利用につきまして当面の大きな問題点だと考えております。さらにまた新しい動力炉の開発、これもやっぱり進めてまいりませんと、濃縮ウランだけ使っておるといふことでは問題ございませぬから、これもいま順調に運んでおりますが、こういう問題、それからいま原子力船の「むつ」がございませぬけれども、あとの問題、どうするか。こういう問題、それから最近、原子力炉は、発電だけじゃなくて、多目的に使うということがだいぶ問題になっております。製鉄とかいろいろそのほかございませぬが、こういうふうなことも関心が高まっておりますが、それから核防条約の調印も終えて、あとどうするかという問題がございませぬ。いろいろこういう情勢が変わってまいっておりますので、これらに対処いたしましたして、ことしじゅうに見直しをいたしましたして、新しい長期計画をつくりたい、こういう考えでございませぬ。原子力産業会議におきましても、具体的な提案と申しますか、要請も受けておるわけでありませぬ。十分これに対処するように総合的に検討いたします。その中の個々のウラン濃縮問題とか、あるいは資源確保の問題とかは、それぞれの別個の懇談会をつくりましてやっておりますが、それを総合いたしましたして年内に長期計画をつくり直したい、こういうことで取り組んでおるわけでありませぬ。

○政府委員(梅澤邦臣君) 東海発電所のが、最初のは英国型でございます。それから、いま入ります軽水炉はすべてアメリカ型でございます。これは技術導入等しております。もちろん、会社同士の商業機密ということでの契約で、商業機密はございませぬ。

○金丸富夫君 関連して。原子力船が五十一年に運航されるという予定になるわけですね。そうすると、その目的は、同時に、海洋観測だけでなく、貨物とかというふうなもの輸送に当たるといふことになるわけですね。そうすると、いまのブラッセル国際条約との関係はどうなるわけですか。あれは、加入国も一國しかないという現状であるならば、その条約自

身が各国はあまり歓迎してないというようなことであるならば、これのやり直しという問題もあるのだからと思うのだが、実際に五十一年から運航する場合には、そういうものは関係なく運航ができるわけですか、その点、二点だけ。

○政府委員(梅澤邦臣君) そのために、今度の賠償法の中に船を入れていただいたわけでございます。ブラッセル条約に入らない場合には、二国間の政府協定で進めるという形で入れるようにいたします。

○委員長(鈴木一弘君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○委員長(鈴木一弘君) 御異議ないと認めます。それでは、これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

別に御発言もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

まず、日本原子力船開発事業団法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(鈴木一弘君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○平島敏夫君 私は、ただいま可決されました日本原子力船開発事業団法の一部を改正する法律案に対し、自由民主党、日本社会党、公明党、民社党、以上四党の共同提案による附帯決議案を提出いたします。

日本原子力船開発事業団法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

日本原子力船開発事業団法の存続期間を延長するにあたり、政府は、次の事項に関し、特に配慮すべきである。

一、原子力船の開発、利用は、あくまで平和目的に限り、かつ、その安全性の確保に留意

し、災害の防止に万全を期すること。
二、原子力船にかかる造船技術並びに関連諸技術を最高度に活用し、本法の存続期間中に所期の目的を達すること。
右決議する。

以上であります。

委員各位の御賛同をお願いいたします。
○委員長(鈴木一弘君) ただいま平島敏夫君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行ないます。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕
○委員長(鈴木一弘君) 全会一致と認めます。よって、平島敏夫君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

次に、原子力損害の賠償に関する法律及び原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部を改正する法律案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(鈴木一弘君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○久保等君 私は、ただいま可決されました原子力損害の賠償に関する法律及び原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部を改正する法律案に対し、自由民主党、日本社会党、公明党、民社党、以上四党の共同提案による附帯決議案を提出いたします。

原子力損害の賠償に関する法律及び原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、本法施行にあたり、左の諸点の実現に努力すべきである。

一、陸上の原子炉、原子力船、外国の原子力軍艦による原子力損害の賠償については、被害者保護の立場から、均衡を失しないよう措置するとともに、ブラッセル条約の検討等国際条約

の確立に努力すること。
二、本法の適用除外になつてゐる原子力事業者の従業員災害については、原子力災害の特殊性にかんがみ、早急に、立法その他の措置を講じ、被害者の保護に万全を期すること。
右決議する。

以上であります。

委員各位の御賛同をお願いいたします。
○委員長(鈴木一弘君) ただいま久保等君から提出されました決議案を議題とし、採決を行ないます。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕
○委員長(鈴木一弘君) 全会一致と認めます。よって、久保等君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの両決議に対し、西田科学技術庁長官から発言を求められておりますので、この際、これを許します。

○國務大臣(西田信一君) それぞれの法案に対しまして付せられました附帯決議につきましては、政府は十分その御趣旨を尊重いたしまして善処いたします。

○委員長(鈴木一弘君) なお、両案について議長に提出すべき審査報告書の作成は、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(鈴木一弘君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

次回の委員会は五月七日午前十時開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時十七分散会